

## 指 名 停 止 措 置 の 概 要

### 1 指名停止措置業者

- (1) 商号又は名称 新明和工業株式会社  
(2) 代表者氏名 代表取締役 五十川龍之  
(3) 住 所 兵庫県宝塚市新明和町1番1号

### 2 指名停止措置期間

令和7年4月25日～令和7年7月24日(3カ月間)

### 3 事 案 の 概 要

新明和工業株式会社は、特定エレベータ方式PS設置工事の受注に関して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条(不当な取引の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、令和7年3月24日に公正取引委員会から、同法に基づく排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。

このことは、本市の契約相手として不相当であると認められることから、指名停止措置を行うものである。

### 4 指名停止措置理由

山陽小野田市建設工事等入札参加資格者に係る指名停止等措置要領による。

〈指名停止等措置要領別表1〉

措 置 要 件	期 間
(独占禁止法違反行為) 一般工事に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、建設工事等の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から 2カ月以上 24カ月以内

問い合わせ先

山陽小野田市役所監理室 TEL0836-82-1180 FAX0836-38-7222